

## 道の駅「明治の森・黒磯」 臨時出店者要項

### 1. 出店対象

- 出店の対象は、キッチンカー、移動販売車及びテントによる飲食物の提供および加工食品の物販に限る。
- 非食品（雑貨・衣料・工芸品等）の出店は不可とする。
- 営業に必要な保健所への申請および許可取得は、すべて出店者自身が行うこととする。

### 2. 出店場所

- 出店場所は、道の駅「明治の森・黒磯」施設前の特設エリアとする。
- 出店位置の割り当ては、主催者（事務局）が調整・指定するものとする。

### 3. 出店可能日・時間

- 出店可能日：2025年8月2日（土）から11月30日（日）までの期間中の  
火曜日・水曜日・土日祝日（10月21日火曜、11月18日火曜の定休日は除く）  
※状況に応じて延長または短縮される可能性がある
- 出店可能時間：8:30～17:00（準備・撤収を含む）
- 出店回数：1店舗 月4回まで

### 4. 出店数の制限

- 同日に出店できるのは平日：最大2店舗、土日祝日：最大2店舗まで（先着順による受付）  
とする。

### 5. 出店料

- 道の駅「明治の森・黒磯」の出荷者 1日の売上の10%  
出荷者以外の方 1日の売上の12%  
※終了後に売上報告書（弊社規定用紙）にて売上及び販売点数を報告する
- 電源使用料：1,000円／日（事前申請制）

### 5. 申込方法

初回出店者は、出店希望日の**1週間前**までに、以下の書類を提出すること。

2回目以降の出店者は、出店希望日の**3日前**までに日時の連絡及び価格とメニューの提出すること。

### 【提出書類】

- ・ 保健所発行の営業許可証の写し（必須）
- ・ 賠償責任保険加入証明書（出店者自身で加入・提出すること）
- ・ メニューおよび価格表
- ・ 所定の出店申込書（主催者より配布）

### 6. 出店ルール・衛生管理

- ・ 火気を使用する場合は、必ず消火器を携行すること
- ・ 発電機・音響機材の使用は、事前に申請し許可を得ること
- ・ 地面を汚さないよう、適宜シートなどで養生を行うこと
- ・ ゴミはすべて出店者が持ち帰ること
- ・ 営業終了後は、出店区画を清掃し現状復帰すること
- ・ 周囲に対して騒音・臭気・接客態度等で迷惑をかけないよう配慮すること
- ・ のぼりなどの装飾品は、要相談とする
- ・ 食品衛生法に基づく適切な管理を徹底すること。必要に応じて保健所の指導を受けること

### 8. キャンセル規定

- ・ 前日または当日のキャンセル：5,000 円

### 9. 禁止事項

- ・ 飲食物以外の物品（雑貨・衣料・玩具など）の販売
- ・ 道の駅の雰囲気を害するような過度な装飾
- ・ 音響機材の使用
- ・ 公序良俗に反する行為および営業活動
- ・ 他の出店者や来場者に迷惑を及ぼす行為（騒音・勧誘など）

### 10. その他

- ・ 出店の可否は主催者の判断による
- ・ 天候不良や災害等により、主催者判断で出店を中止する場合がある（その際は出店料を返金する）
- ・ その他不明点がある場合は、事務局（インフォメーション）まで問い合わせること